

東京局間連第 26-66 号

平成 26 年 9 月 16 日

各間税会会長 殿

東京国税局間税会連合会  
会 長 片岡 直 公  
財務委員長 竹林 克夫  
会務運営委員長 藤本 秀明

### 「会員増強」と「新会員制度の枠組み」について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当連合会の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全間連では、今般の消費税率の引上げに伴い、消費税の会である間税会の役割が益々高まってくることを踏まえ、本年 4 月以降の最重点施策を 3 点決定し、その一つに「会員増強による組織拡大等（平成 29 年 4 月現在の会員数 12 万人社）」を掲げております。

そのような中、平成 26 年 4 月 1 日現在の全国の会員数を見ますと、当連合会は、前年度に比べて約 300 人社減少し 17,853 人社となり、関東信越間税会連合会（19,247 人社）に次ぐ全国第二位の地位になっております（別添参照）。

当連合会は、政府組織の膝元にあり、活動の拠点として全間連の中核を担っていることから、組織面・活動面において各局間連のリード役を果たすことが強く期待されております。

そのような観点から、当連合会では、平成 26 年度における会員増強に係る数値目標を前年度の 15%増（純増）に設定し、その目標達成に向けた積極的な取組みを展開し、全国第一位の地位を回復することとしております。

そのための会員増強の一つの手法として、会員の加入資格を拡大する「新会員制度」の創設について、専門委員会において検討してきた結果、下記のとおり「新会員制度の基本的な枠組み」を定め、各間税会に通知することとしました。

この「新会員制度」は、消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってくること（消費税収が国税収入の中で最も多い基幹税など）を踏まえ、間税会の会員の加入資格を拡大し、より多くの方々协会会员になってもらうことで、

消費税に関する研修会や講習会などの各種行事に参加する機会が提供され、その結果、「税の啓発」と「納税道義の高揚」に資するとともに、延いては間税会の活動が理解され、正会員へのシフト等にも繋がることを期待して制度設計したものです。

各間税会においては、上述した会員増強の趣旨等を踏まえ、これまでの取組方針等を勘案しながら、「新会員制度」の導入の適否について検討していただき、導入する際には、下記の「基本的な枠組み」を念頭に置きながら制度設計し、会員増強に努めていただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 【新会員制度の創設の趣旨】

間税会の会員の加入資格を拡大し、より多くの方々が会員になることにより、「納税道義の高揚」と「税の啓発」に資するとともに、新会員が正会員へシフトすること等により間税会の組織が拡大され、存在感のある会活動を展開することが可能となり、延いては財政基盤の強化等にも繋がることを期待して創設するものである。

### 【新会員制度の基本的な枠組み】

#### 1 新会員の呼称

新会員の呼称は、各間税会で決定する。

(参考) 現在、把握している呼称としては、次のようなものがある。

ファミリー会員、準会員、副会員、パートナー会員など

#### 2 新会員の入会資格

正会員（一般会員）の役員、社員又は家族等とする。

なお、正会員一人社当たりの新会員の人数については、制限を設けない。

#### 3 新会員の権利等

- ・間税会が開催する各種会合・行事に参加することができる。
- ・総会には出席することができるが、議決権は認めない。
- ・理事及び監事などの役員には、就任できない。
- ・間税会の会報など間税会からの郵便物・各種連絡は、新会員の所属する正会員へ送達し、それを回覧する方法などで対応する。

#### 4 年会費

新会員の年会費の最低金額は、1,000円以上とする。

## 5 規約改定など

新会員制度を設ける場合には、間税会の規約改定が必要になると思われるが、その場合の規約改定で明記する事項は、原則として次の事項とする。

### 【規約改定で明記する事項】

- ・新会員の呼称
- ・新会員の入会資格～正会員の役員、社員又は家族等
- ・新会員の権利～間税会が開催する各種会合・行事に参加できること、総会における議決権は有しないこと

(注) 次に掲げる事項等については、機動的運営が可能になるように、別途定めることとし、「常任理事会」の議決を得て定める方式が適当と思われる。

- ・年会費に関する事項
- ・役員への就任に関する事項
- ・新会員に対する情報伝達方法等に関する事項 など

### (参考～「間税会の役割」とは)

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体であり、その役割・目的は、消費税等についての知識を習得し、消費税の啓発活動等を行うことで、自主的な申告納税体制の確立を通じて、円滑な税務運営に協力することである。

したがって、消費税率の引上げに伴い、財政に占める消費税の重要性が高まっていることを踏まえれば、消費税の啓発活動等を積極的に展開し、消費税行政が円滑に行われるよう協力するという「間税会の役割」は、益々高まっていると言える。

# 間税会組織状況表

26.5.21報告

局連名	会 員 数		
	平成26年4月1日	平成25年4月1日	増 減
東 京	人社 17,853	人社 18,138	人社 △ 285
関 東 信 越	19,247	18,449	798
大 阪	9	9	0
北 海 道	4,760	4,902	△ 142
仙 台	3,665	3,680	△ 15
東 海	7,907	7,511	396
北 陸	6,452	6,553	△ 101
広 島	8,581	8,483	98
四 国	5,806	8,768	△ 2,962
福 岡	9,511	9,187	324
南 九 州	3,083	2,603	480
沖 縄	525	535	△ 10
計	87,390	88,809	△ 1,419
	87,399	88,818	△ 1,419

(注) 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。